

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備を利用し、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力し、又はこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備を利用し、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力し、又はこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

※ 電気通信事業法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の更新)</p> <p>第12条の2 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第1項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 特定電気通信事業 第9条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第12条の2 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。

(3) 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

イ [略]

ロ その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合として第33条第1項の総務省令で定める方法により算定した割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ・ニ [略]

(2) [同左]

イ [略]

ロ [同左]

ハ・ニ [略]

【施行日】 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日